

② 過疎化等が深刻化するなかでの地域医療の維持・強化

- ⇒ 現在、厚生連の114病院・63診療所（病院病床数：約3万6千）等の拠点で医療事業を実施し、特に農村地域での医療の確保に貢献しており、今後も農村地域の医療・保健活動の推進・発展をめざす。
- ※ 114病院のうち47病院(41.2%)が、人口5万人未満市町村に立地。
- ※ 秋田県では、厚生連病院の病床数約4千は、秋田県全体の許可病床数の24%（平成23年）

(3) JA食農教育や市民農園、都市・農村交流等の促進

- ⇒ JA食農教育の一環として、市町村や教育委員会等との連携強化のもと、現在実施している学校教育支援型の出前授業や、JAファーマーズ・マーケットにおける食農体験学習、通年継続型の農業体験に加え、学校給食・施設食への地場産農産物の提供までを視野に入れた取り組みを展開していく。
- ※ 現在、305JAで食農教育プランを策定し、食農教育活動を実施。
- ⇒ 地域住民等の集客拠点の役割も果たしているJAファーマーズ・マーケット等において、当該施設周辺での市民農園や体験農園の整備等を組み合わせた体験交流型の取り組みを展開していく。

(4) 鳥獣被害の低減対策

- ⇒ 国・県・市町村が鳥獣被害対策の体制強化を図る中で、JAグループとしては、市町村や猟友会等と連携し、被害防止活動に積極的に参画する。具体的には、組合員・JA職員の捕獲等にかかる資格取得の推進や、講習会の開催等により、人材の育成・確保をはかる。

(5) 農業・地域活性化につながる再生可能エネルギーの取り組み拡大

- ⇒ 市町村行政・関係機関等と連携して、地域還元型の再生可能エネルギー事業の取り組みにJAとして参画するとともに、JAグループとしてこれを支える再エネ事業支援体制の構築をはかる。
- ※ 従来から中国地方のJAでの小水力発電の取り組みは展開。
- 24年10月の第26回JA全国大会で、JAグループで地域資源を活用した再生可能エネルギーの利活用対策を推進することを決議
- JA全中内に対策プロジェクトチームを発足させ、JAグループ全体の取り組みの方向性と具体策について検討しているところ

- ⇒ 農業施設・JA施設等を活用した全農による太陽光発電支援事業の一層の展開をはかる。
- 全農・三菱商事・JA三井リースが共同出資し、太陽光発電事業を行う「JAMCソーラーエナジー合同会社」を平成24年9月に設立
- 目標:平成27年度まで、合計出力規模20万kWの再生エネルギー固定価格買取制度における設備認定(24年時点:80ヶ所、3万kWの設備認定)

【都市の規模別の病院設置数（平成24年3月末）】

	総数	政令指定都市	30万人以上	20万人以上	10万人以上	5万人以上	5万人未満
厚生連	114	7	10	6	23	21	47(41%)
日赤	92	19	20	6	19	12	16(17%)
済生会	80	15	14	12	19	10	10(13%)

【JAによる食農教育の取組み状況】

★農業・農村体験学習（学童農園）の普及・推進	→ 対象学校数 4,163校
★親子料理教室の開催	→ 参加人数 20,997人
★出前授業の実施	→ 実施学校数 2,395校
★学校給食を活用した食農教育	→ 実施学校数 1,780校
★ファーマーズ・マーケットを活用した食農教育の取組	→ 参加人数 234,439人
★あぐりスクール・農業体験（年間継続型）の開催	→ 参加人数 23,631人
★交流体験・旅行（農業体験ツアー、こどもタウンなど）	→ 参加人数 26,294人

※JA全中調べ（平成25年）

【JAによる交流事業の事例】

JA	テーマ	取り組み内容
① JAセレサ川崎（神奈川県）	都市部JAから農村への送出し（JA間交流）	大都市近郊JAの地域住民を対象とした交流の場の設定とJA間による人・モノの交流
② JA京都やましろ（京都府）	農村部JAでの受入れ（JA間交流）	特産農産物を活用し、組合員組織・支店と連携した受入れの体制整備、JA間による人・モノの交流
③ JA広島市（広島県）	子ども交流を中心とした次世代対策（広域JA内交流）	子ども・子育て世代等を対象とした交流の促進 広域化したJA管内完結型の交流事業
④ JAきみつ（千葉県）	くらしの活動に連携した地域内・外での交流	直売所等を交流施設・拠点として活用し、JA内・地域内連携による交流の取組
⑤ JA新ふくしま（福島県）	くらしの活動に連携した地域内での交流	支店を拠点としたJAくらしの活動の実践を通じた地域の絆づくりとJA総合事業への波及

【鳥獣被害の推移】

〔単位:億円〕

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
被害金額	206	187	196	185	199	213	239	226

※資料:農林水産省



 大地がくれる絆を、もっと。  JAグループ

JAグループの果たしてきた役割について

平成25年11月

全国農業協同組合中央会

(1) JA(農業協同組合)とは

- JA(農業協同組合の愛称)は、農協法に基づき設立され、JA組織の発達を促進することで「農業生産力の増進」及び「農業者の経済的・社会的地位の向上」を図り、これによって「国民経済の発展」に寄与することが使命とされています。なお、単協・連合会の目的は、「組合員・会員への最大の奉仕」であり、営利を目的として事業を行わないこととされています。
- つまり、組合員が、お互いに協力し合い、自らの農業経営と生活を守り、農業の発展とよりよい地域社会の構築を実現することを目的に、設立し、その事業運営と利用を行うための組織が、「JA」です。

【協同組合の制度的特徴】

目的	組合員の生産と生活を守り向上させる ・組合員の経済的・社会的地位の向上 ・組合員及び会員のための最大奉仕 ＜非営利目的＞
組織者	農業者、漁業者、森林所有者、勤労者、消費者、 中小規模の事業者など ＜組合員＞
事業・利用者	事業内容は根拠法で限定 事業利用を通じた組合員へのサービス 利用者は、組合員が基本
運営者	組合員(その代表者)
運営方法	1人1票制(人間平等主義に基づく民主的運営) 剰余金の配分は、利用高配当を基本 → 出資配当は一定率以内に制限 (制度上、非営利を担保している部分)
法人格の根拠法	それぞれの協同組合法 (農協:農業協同組合法、漁協:水産業協同組合法)

【安倍総理による国会答弁の抜粋(平成25年1月31日・衆議院本会議)】

【質問：みんなの党・渡辺代表】

農協改革も必要です。儲からない農家の数が多いほど、農協が儲かる仕組みに成り下がっている現状はおかしい。本業の経済事業が赤字で、金融・保険事業の黒字をもって補填する構造は農家の犠牲において農協経営が成り立っていることを意味します。持続可能性はありません。総理は農協の3事業一体体制を見直すお考えはございませんか。

【答弁：安倍総理】

農協は農家・組合員の選択により事業範囲を決めており、多くの農協は組合員が必要とするサービスを総合的に提供する観点から、経済事業・信用事業・共済事業を総合的に行なっております。

このため、農協が自主的に事業範囲を決める現在の仕組みは見直す必要はないと考えておりますが、農協は農業者の所得向上に向けて努力することが重要と考えております。